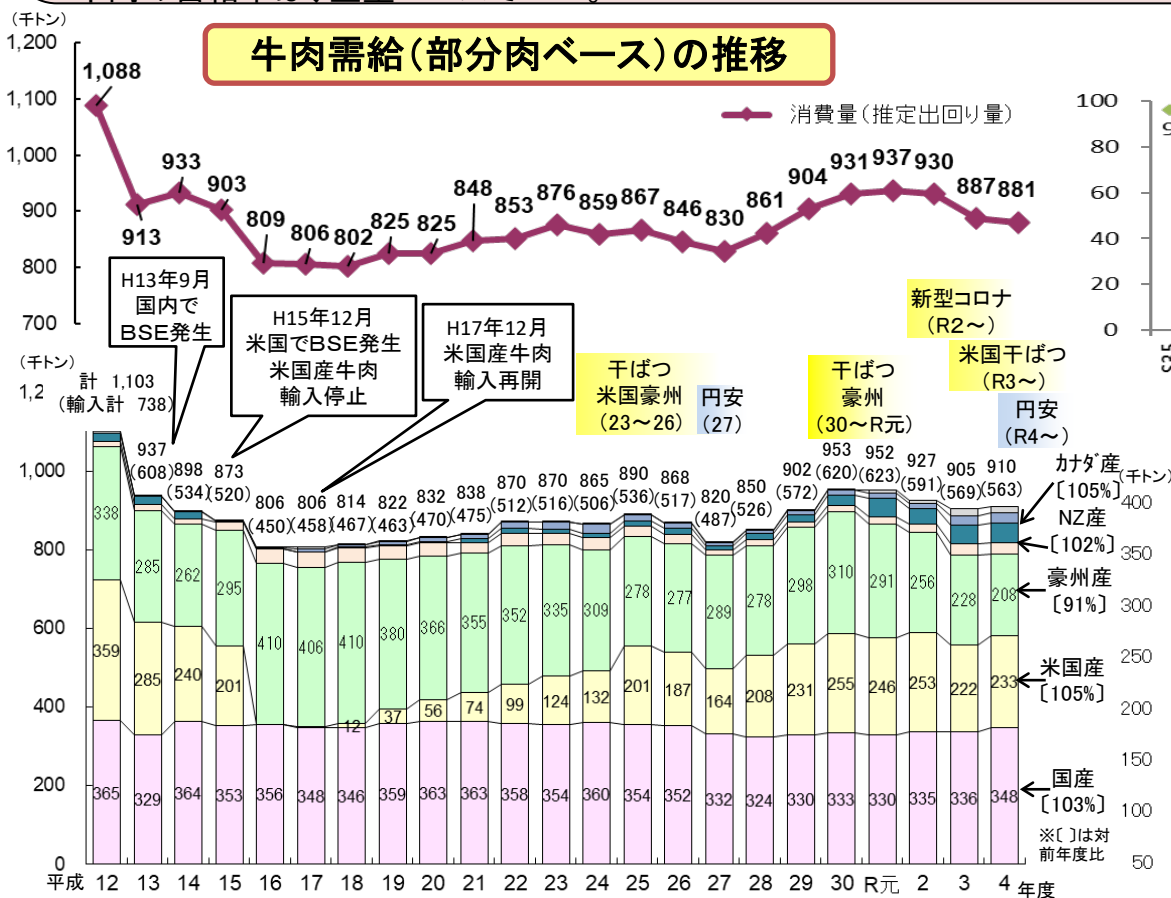


【牛肉関係】

牛肉の需給動向

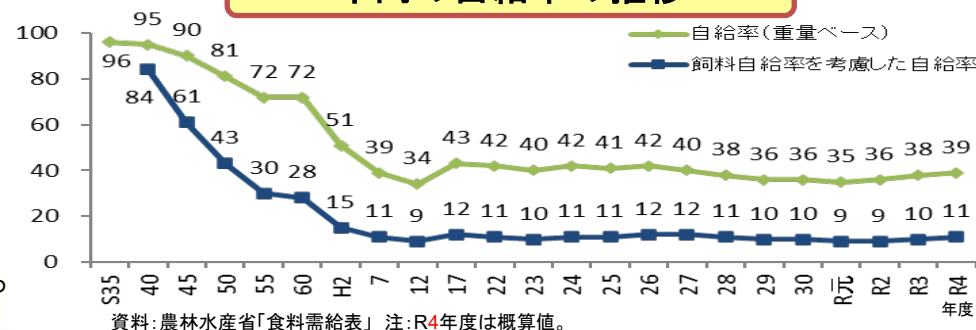
- 牛肉の消費量は、近年の好景気等を背景に外食を中心に拡大しており、平成30年度の消費量は93万トンと米国でのBSE発生前（平成14年度）の水準まで回復したが、新型コロナウイルス感染症の影響等による輸入量の減少により、令和2年度以降3年連続で減少。令和4年度では、物価の上昇による消費者の生活防衛意識の高まりや円安等の影響もあり、88万トンと減少して推移。
- 国内生産量は、平成21年度以降、減少傾向で推移していたが、畜産クラスター事業の取組等により、平成29年度からは増加傾向で推移している。品種別の生産量では、乳用種は減少傾向で推移しているが、近年、和牛・交雑種は増加傾向で推移しており、令和4年度は、全体では34.8万トンと前年度よりも増加。
- 牛肉の自給率は、重量ベースで39%。

牛肉需給（部分肉ベース）の推移

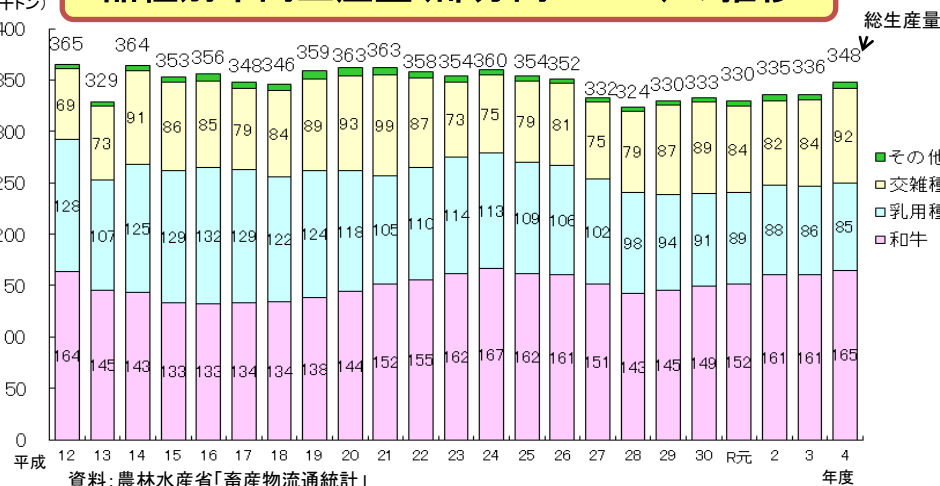


資料：農林水産省「畜産物流通統計」「食料需給表」財務省「貿易統計」（独）農畜産業振興機構「食肉の保管状況調査」
注：推定出回り量＝生産量＋輸入量＋前年度在庫量－当年度在庫量－輸出量

牛肉の自給率の推移



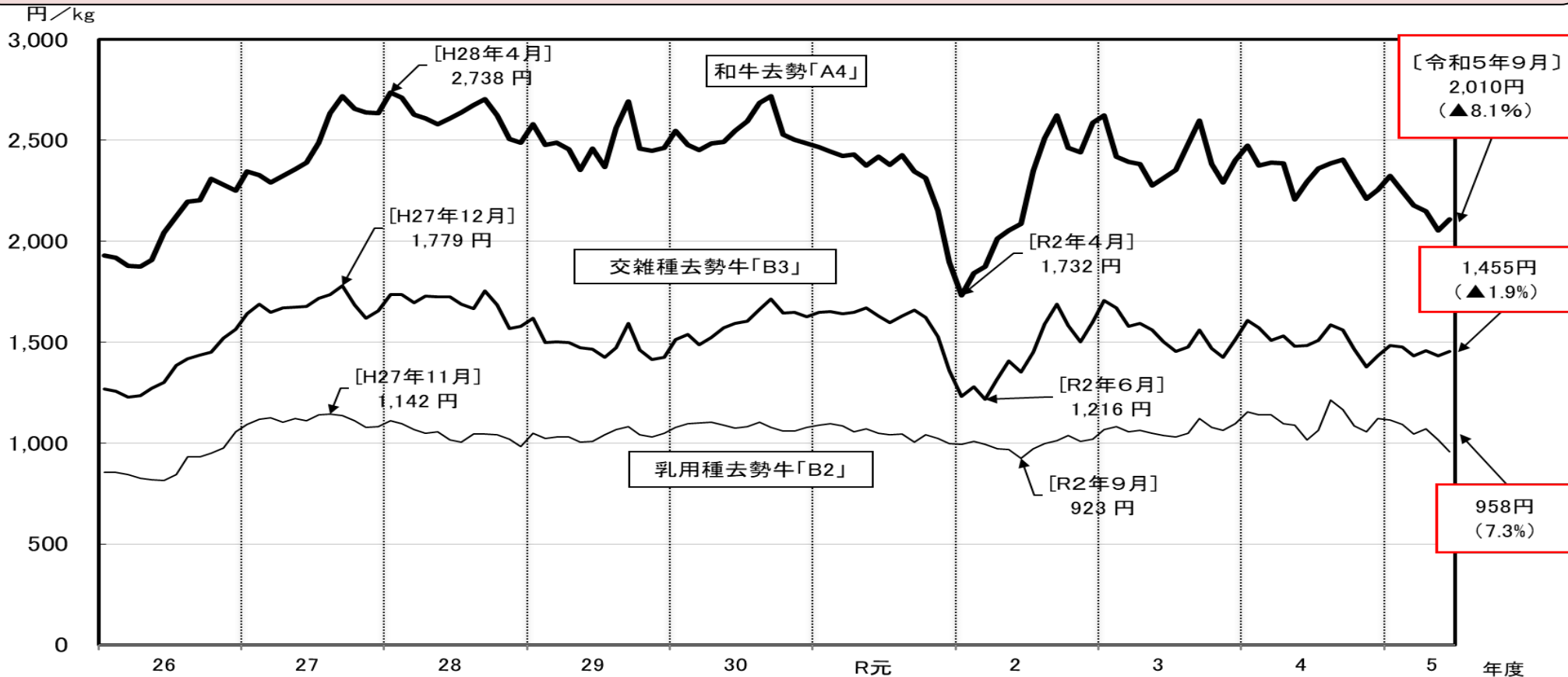
品種別牛肉生産量（部分肉ベース）の推移



資料：農林水産省「畜産物流通統計」

牛枝肉卸売価格(中央10市場)の推移

- 令和元年度(4-2月)は、和牛の価格は、生産量の増加等を背景に軟調に推移していたが、2月以降、新型コロナウイルス感染症の影響によるインバウンド需要や外食需要の減退により大幅に低下。
- 令和2年5月に入り、経済活動の再開や輸出の回復に伴い上昇し、11月以降、和牛価格は前年を上回る水準で推移。
- 令和3年度の和牛価格は、前年を上回る又は前年並みで推移していたが、令和4年1月以降は年末需要の反動に加え、コロナ感染拡大がみられる中で、外食需要等が低迷し、前年を下回って推移。
- 令和4年度の和牛価格は、コロナの感染拡大や物価の上昇による消費者の生活防衛意識の高まり等の影響もあり、前年を下回って推移。
- 令和5年度の和牛価格は、引き続き、物価の上昇により、小売り向けの引き合いが弱まっていることなどから、前年を下回って推移している。

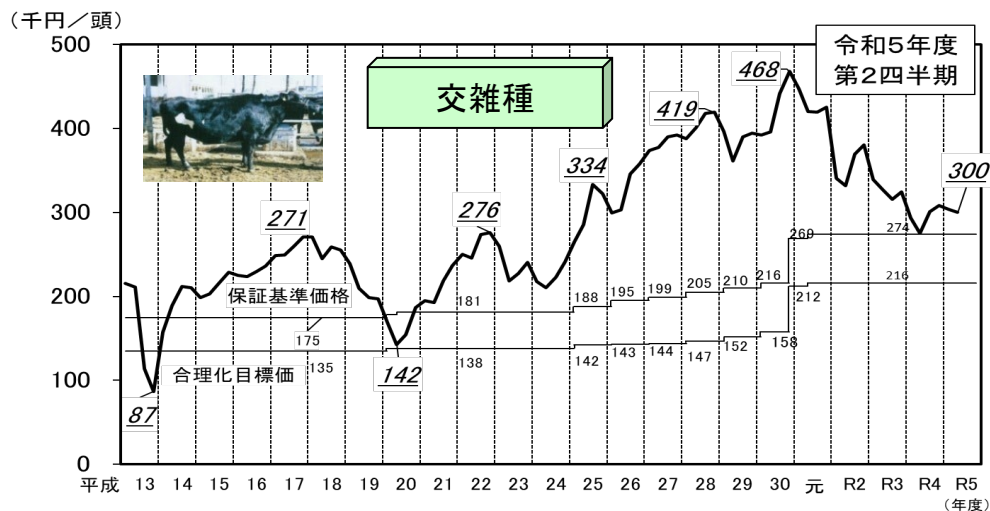
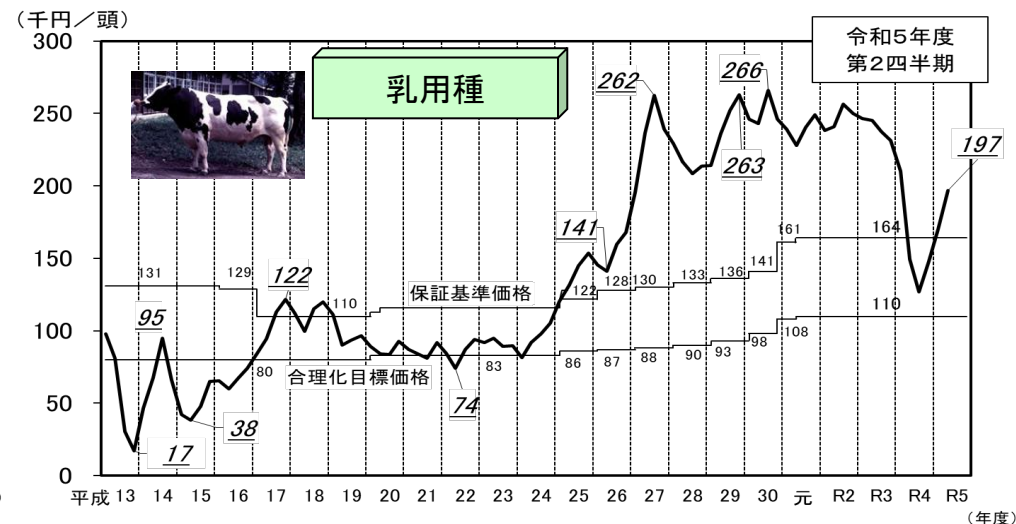
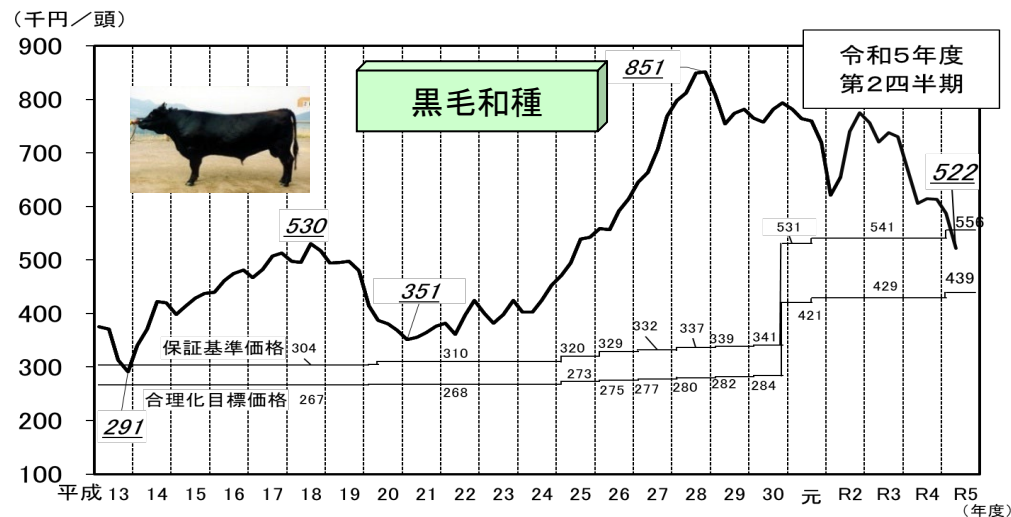


資料: 農林水産省「畜産物流通統計」

注: ()内は前年同月比。

肉用子牛価格の推移

- ・ 肉用子牛価格は、平成24年度以降、繁殖雌牛の減少による子牛の生産頭数減少及び枝肉価格の上昇に伴い上昇。
- ・ 令和2年2月以降、新型コロナウイルス感染症の影響による枝肉価格の低下に伴い低下した。その後、枝肉価格の上昇に伴い回復したが、令和4年5月に子牛価格が下落。その後回復傾向にあったが、直近は黒毛和種、交雑種が低下傾向で推移。



令和元～5年度補給金単価(単位:千円/頭)

品種	R元年度				R2年度				R3年度				R4年度				R5年度	
	第1 四半期	第2 四半期	第3 四半期	第4 四半期	第1 四半期	第2 四半期	第3 四半期	第4 四半期	第1 四半期	第2 四半期	第3 四半期	第4 四半期	第1 四半期	第2 四半期	第3 四半期	第4 四半期	第1 四半期	第2 四半期
黒毛和種	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	34.40
褐毛和種	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他の肉専用種	33.20	56.60	25.90	75.19	22.70				8.20				67.63					
乳用種	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	14.50	36.60	15.90	0	0
交雑種	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※ 「その他の肉専用種」については、令和2年度から算定期間を1年(4月～3月)としている。

肉用牛飼養戸数・頭数の推移

- ・ 飼養戸数は、減少傾向で推移。主に小規模層で減少。
- ・ 飼養頭数は、平成29年から増加傾向で推移し、令和5年も増加。
- ・ 一戸当たり飼養頭数は増加傾向で推移しており、大規模化が進展。
- ・ 繁殖雌牛の飼養頭数は、平成22年をピークに減少していたが、平成28年から増加傾向で推移。

区 分 / 年		平成27	28	29	30	31	31参考値 ※注3	令和2 ※注4	3	4	5
肉用牛	戸 数(千戸)	54.4	51.9	50.1	48.3	46.3	45.6	43.9	42.1	40.4	38.6
	(対前年増減率)(%)	(▲5.4)	(▲4.6)	(▲3.5)	(▲3.6)	(▲4.1)	—	(▲3.7)	(▲4.1)	(▲4.0)	(▲4.5)
	頭 数(千頭)	2,489	2,479	2,499	2,514	2,503	2,527	2,555	2,605	2,614	2,687
	(対前年増減率)(%)	(▲3.0)	(▲0.4)	(0.8)	(0.6)	(▲0.4)	—	(1.1)	(2.0)	(0.3)	(2.8)
	1戸当たり(頭)	45.8	47.8	49.9	52.0	54.1	55.4	58.2	61.9	64.7	69.6
うち 繁殖雌牛	戸 数(千戸)	47.2	44.3	43.0	41.8	40.2	40.1	38.6	36.9	35.5	33.8
	頭 数(千頭)	580	589	597	610	626	605	622	633	637	645
	1戸当たり(頭)	12.3	13.3	13.9	14.6	15.6	15.1	16.1	17.1	17.9	19.1
うち 肥 育 牛	戸 数(千戸)	11.6	11.7	11.3	10.8	10.2	10.1	10.0	9.7	9.5	9.5
	頭 数(千頭)	1,568	1,557	1,557	1,550	1,522	1,542	1,548	1,575	1,601	1,635
	1戸当たり(頭)	135.2	133.1	137.8	143.5	149.2	152.7	155.1	161.7	168.8	171.7

資料：農林水産省「畜産統計」(各年2月1日現在)

注1：繁殖雌牛と肥育牛を重複して飼養している場合もあることから、両者の飼養戸数は肉用牛飼養戸数とは一致しない。

2：肥育牛は、肉用種の肥育用牛と、乳用種の和としている。

3：令和2年から統計手法が変更されたため、令和2年の統計手法を用いて集計した平成31年の数値を参考値として記載。

4：令和2年の対前年増減率は、平成31年の参考値との比較である。

肉用子牛対策の概要

- 肉用子牛生産の安定を図るため、肉用子牛生産安定等特別措置法に基づき、肉用子牛の平均売買価格が保証基準価格を下回った場合、生産者補給金を交付（肉用子牛生産者補給金制度）。

肉用子牛生産者補給金制度

- 肉用子牛の平均売買価格（四半期ごとに算定。その他肉専用種は年度ごと）が保証基準価格を下回った場合に、その差額の10/10を国から生産者補給金として交付
- さらに平均売買価格が合理化目標価格を下回った場合には、その差額の9/10を生産者積立金から生産者補給金として交付

保証基準価格及び合理化目標価格（令和5年度）（単位：千円/頭）

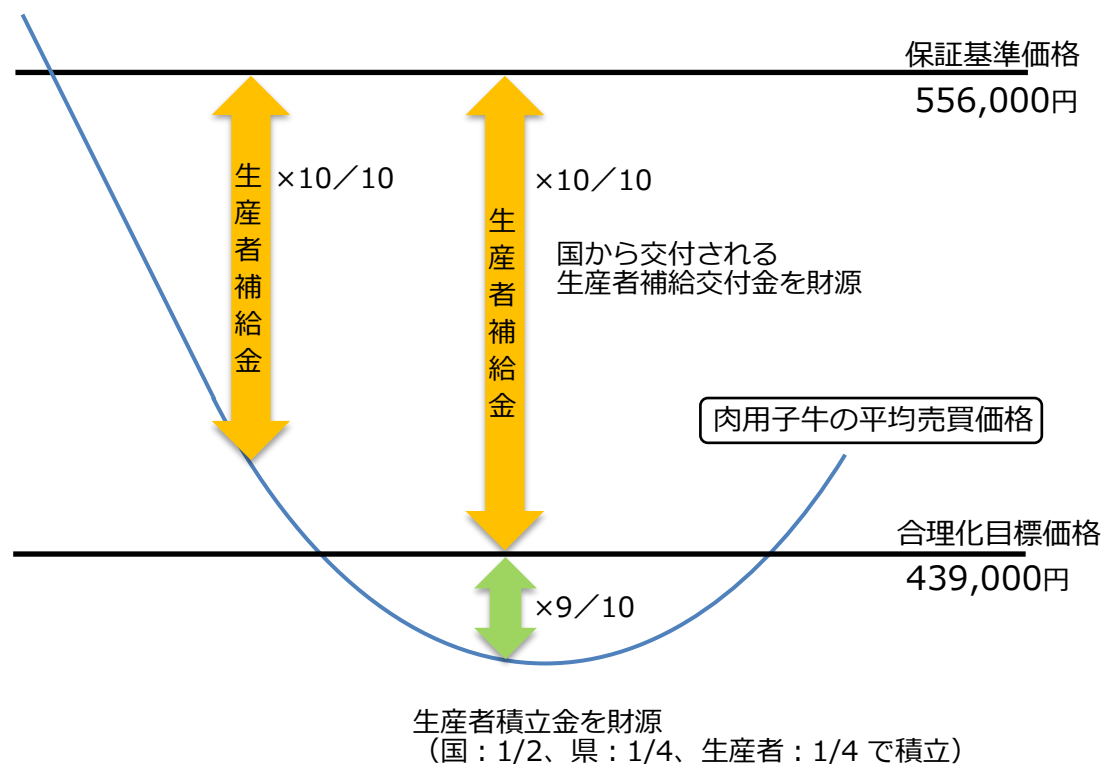
	黒毛和種	褐毛和種	その他肉専用種	乳用種	交雑種
保証基準価格	556	507	325	164	274
合理化目標価格	439	400	256	110	216

〔生産者積立金〕

- 負担割合 国：1/2、県：1/4、生産者：1/4
- 1頭当たりの生産者積立金（うち生産者負担金）

黒毛和種：1,600円/頭（400円/頭）
 褐毛和種：6,000円/頭（1,500円/頭）
 その他肉専用種：18,800円/頭（4,700円/頭）
 乳用種：6,800円/頭（1,700円/頭）
 交雑種：3,200円/頭（800円/頭）

【黒毛和種の場合】



《R5年度所要額：662億円》

和子牛生産者臨時経営支援事業

1 事業の目的

肉用牛繁殖経営は、子牛出荷までの生産期間が長いため、資本回転率が低く多額の運転資金を必要とし、子牛価格の変動の影響を受けやすいという特徴を有している。

令和4年5月に急落した子牛価格は回復傾向にあるものの、価格が堅調に推移するまでの間、肉用子牛生産基盤の安定を図るため、和子牛生産者のセーフティネットを臨時的に措置する。

2 事業の内容

市場等で取引される和子牛のブロック別※1平均売買価格(四半期別※2)が、発動基準を下回った場合に、当該平均売買価格と発動基準の差額の4分の3を支援する。

品種区分	発動基準※3
黒毛和種	60万円
褐毛和種	55万円
その他肉専用種	35万円

※1: 黒毛和種は、北海道、東北、本州関東以西・四国、九州・沖縄の4ブロック
褐毛和種、その他肉専用種は、全国1ブロック

※2: 黒毛和種、褐毛和種は四半期別、その他肉専用種は年間

※3: 発動基準は消費税込価格

3 事業実施主体 都道府県団体、民間団体

4 実施期間 令和5年1月から12月まで

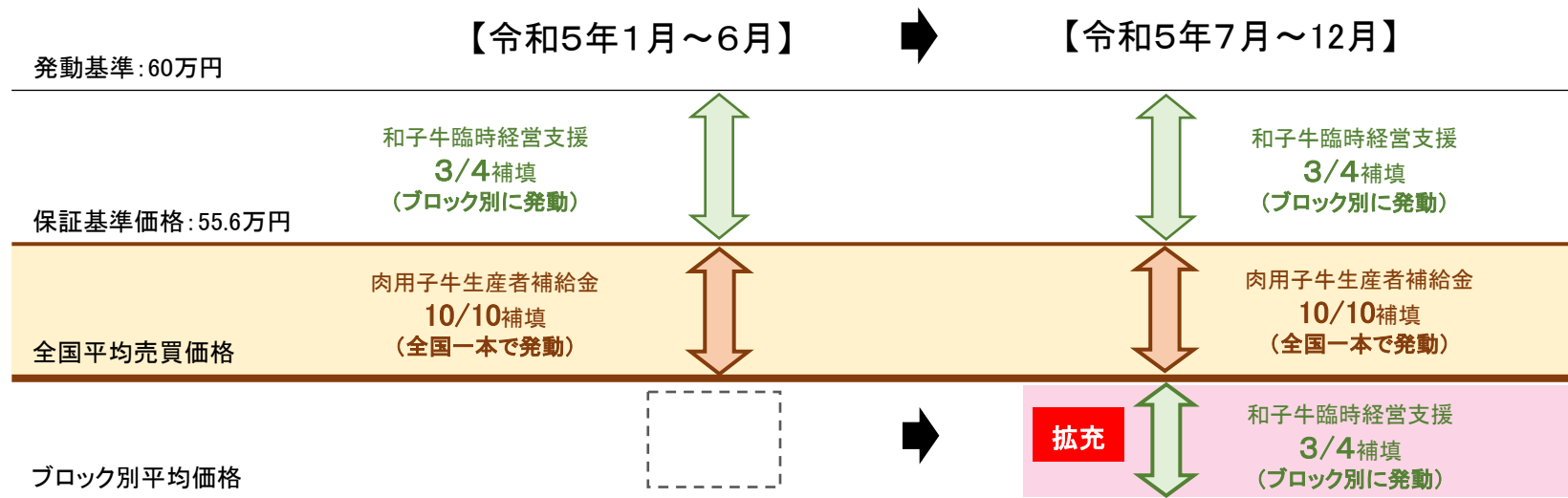
5 発動実績

	黒毛和種				褐毛和種	その他肉専用種
	北海道	東北	本州関東以西・四国	九州・沖縄		
令和4年度第4四半期	—	—	—	—	—	—
令和5年度第1四半期	—	26,000円/頭	—	15,000円/頭	11,200円/頭	—
第2四半期	4,000円/頭	33,000円/頭	16,400円/頭	47,600円/頭	5,000円/頭	—

和子牛生産者臨時経営支援事業

- 和子牛臨時経営支援事業は、黒毛和種の四半期ごとのブロック別平均価格が発動基準(60万円)を下回った場合に、その差額の3/4を支援。
(保証基準価格を下回った場合は、肉用子牛生産者補給金で支えることを想定。)
- 子牛価格が短期間で大幅に下落し、生産者の経営環境が急速に悪化しており、生産者の意欲低下により肉用牛生産基盤の弱体化が懸念される状況。
- このため、和子牛臨時経営支援の拡充により、四半期ごとの全国平均売買価格が保証基準価格(55.6万円)を下回り、肉用子牛生産者補給金が発動した場合、四半期ごとのブロック別平均価格が全国平均売買価格を下回った部分についても、その差額の3/4を支援(発動しない場合は、60万円とブロック別価格との差額の3/4を支援)。

全国平均売買価格を下回ったブロックへの支援
(肉用子牛生産者補給金が発動している場合)



肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)の概要

- 肉用牛肥育経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、肥育牛1頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。

《制度の内容》

- ①負担割合 国：生産者＝3：1
 ②補填割合 標準的販売価格と標準的生産費の差額の9割
 〔肉専用種については、標準的販売価格はブロック別に算出し、標準的生産費は都道府県別に算出。〕

③負担金単価 肉専用種：5,000円～23,000円／頭

交雑種：17,000円／頭

乳用種：14,000円／頭

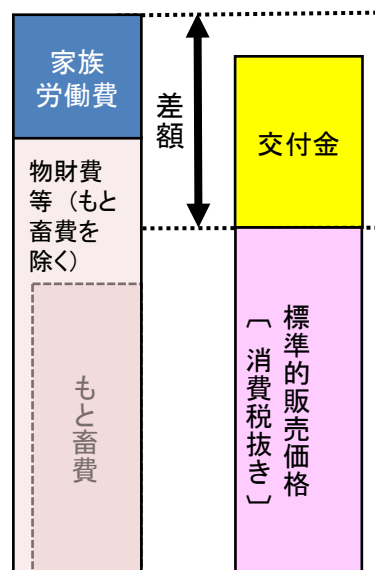
④対象者 肥育牛生産者

《令和5年度所要額》 977億円

交付金交付状況(令和5年11月支払分:9月販売牛)

(円／頭)

標準的生産費(消費税抜き)



品種	区域	交付金単価
肉専用種	北海道	128,736
	東北	青森県 158,334
		岩手県 132,578
		宮城県 160,290
		秋田県 170,163
		山形県 120,626
		福島県 161,104
	関東	茨城県 166,632
		栃木県 161,763
		群馬県 167,997
		埼玉県 164,652
		千葉県 143,604
		東京都 136,229
		神奈川県 154,491
		山梨県 144,200
		長野県 160,883
		静岡県 154,728

品種	区域		交付金単価
肉専用種	北陸	新潟県	74,434
		富山県	82,021
		石川県 ☆	—
		福井県 ☆	—
	東海	岐阜県 ☆	—
		愛知県	101,710
		三重県	102,804
	近畿	滋賀県	145,166
		京都府	139,282
		大阪府	91,772
		兵庫県 ☆	—
		奈良県	137,122
		和歌山県	100,807
	中国	鳥取県	116,704
		島根県	103,401
		岡山県	100,564
		広島県	102,686
		山口県	91,240

品種	区域	交付金単価
肉専用種	四国	徳島県 63,960
		香川県 58,217
		愛媛県 60,765
		高知県 19,315
		福岡県 112,852
	九州	佐賀県 107,762
		長崎県 106,428
		熊本県 118,997
		大分県 111,573
		宮崎県 113,262
	沖縄県	鹿児島県 97,872
		—

交雑種	45,248
乳用種	—

注1: ☆印の県は、標準的販売価格が全国平均に対し偏差値70(平均+2σ)以上となるため、単独で算定。

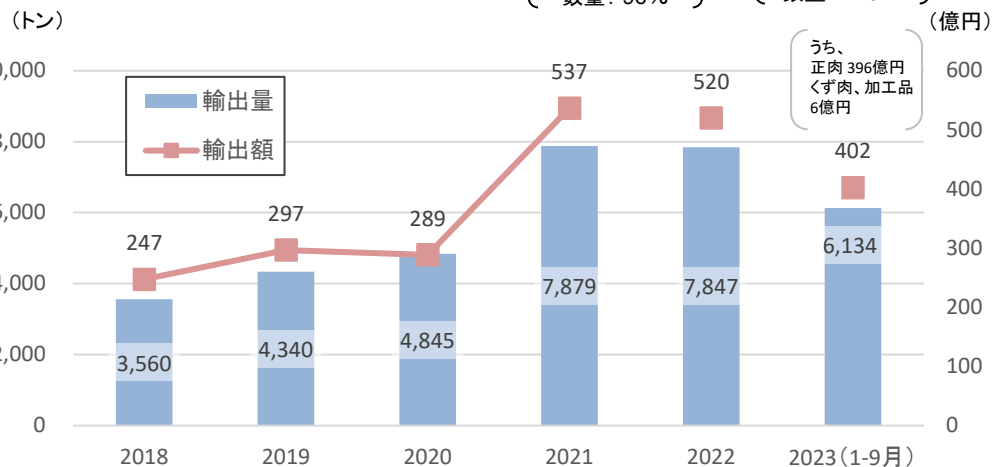
牛マルキンはWebでも⇒⇒⇒



MAFF

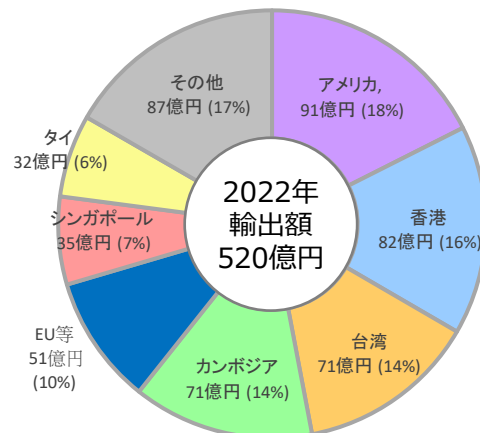
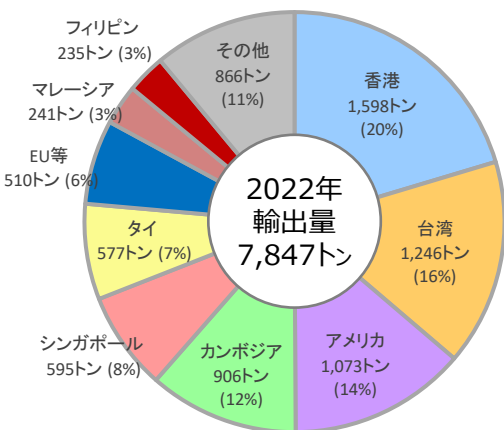
牛肉の輸出について

最近の輸出実績※



※ 正肉、牛くず肉、加工品の合計。ただし、2021年以前は加工品を除く。
(2022年の対前年比は、加工品を含んだ比較。)

牛肉の国・地域別輸出実績



資料: 財務省「貿易統計」

2030年輸出目標: 3,600億円

(2025年輸出目標: 1,600億円)

- 輸出可能国・地域
香港、台湾、シンガポール、タイ、ベトナム、米国、EU、英国、カナダ、オーストラリア、マレーシア、インドネシア、UAE、ロシア、ブラジル、アルゼンチン、ウルグアイ 等
- 輸出解禁協議中の国
中国、韓国 等

<輸出先国・地域別の施設認定状況>

(2023年10月末現在)

	香港	台湾	米国	シンガポール	EU	タイ	マカオ
施設数	14	27	15	20	11	80	77

輸出拡大実行戦略に定める主な取組

- 生産基盤を強化し、和牛を大幅に増頭・増産
(「増頭奨励金」の交付、和牛受精卵移植の推進等)
- 輸出先国の求める衛生基準に適合した食肉処理施設の整備・認定迅速化
- 生産者・食肉処理施設・輸出事業者が生産から輸出まで一貫して輸出促進を図る「コンソーシアム」を産地で構築
- スライス肉や食肉加工品等の新たな品目の輸出促進
- 中国等向け輸出解禁協議の加速化

